## 意 見 書(案)

平成21年7月21日

総務省 情報通信国際戦略局 情報通信政策課 御中

〒100-8118

とうきょうとちよだくおおてまち1ちょうめ3ばん2ごう 東京都千代田区大手町1丁目3番2号 けいだんれんかいかん

経団連会館

でんきじぎょうれんごうかい

## 電気事業連合会

 じょうほうつうしんぶちょう
 たけはら
 ひでとみ

 情報通信部長
 竹原
 秀臣

「通信・放送の総合的な法体系の在り方<平成20年諮問第14号>答申 (案)」に対する意見募集に関し、別紙のとおり意見を申し述べます。 「通信・放送の総合的な法体系の在り方答申(案)」に対する意見

今回公表されました「通信・放送の総合的な法体系の在り方答申(案)」に対する意見は以下のとおりです。

## [意 見]

電気事業においては、電力の安定供給に必要な独自の情報通信インフラを構築しており、このためには、将来に亘り安定的かつ継続的な周波数利用及び自営有線電気通信設備の設置が事業運営上欠かせないものとなっております。

今後の法体系検討におかれましても、電気事業の公益性及び重要性に鑑み、 周波数の継続利用及び自営有線電気通信設備の円滑な設置に対して、引続きご 理解を頂きますようお願い申し上げます。

No.	項目	意見
1	2. 伝送設備規律(1)電波利用の柔軟化① ホワイトスペースの活用	既存無線局の業務に影響を与えないよう、具体的なニーズ、利用形態、技術的検証を十分踏まえ、技術基準の策定等の制度整備が行なわれることを要望いたします。
2	2. 伝送設備規律(3) 迅速な新サービス・新製品の導入の促進② 無線局に係る手続きの見直し	「無線局の定期検査について登録点検事業者により点検を受け異状がなかった場合には省略できる」とありますが、点検が適切に行われることを確保するために必要な制度について検討し、幅広く適用できる制度となることを要望します。
3	<u>2. 伝送設備規律</u> (5) その他の見直し	株式市場のグローバル化の中、外国 法人等の株式保有は一部の例外を除き 原則自由化されていることを踏まえ、 電波法の外資規制について、より柔軟 な対応が可能となるよう要望いたしま す。

4	2. 伝送設備規律 全体総括 (まとめ)	有線電気通信の秩序を確保するため、現行の規律を基本とすることについて賛同いたします。また、合理化の観点から、届出対象設備の更なる限定化、手続きの簡素化を図ることを要望いたします。
---	----------------------	---

以上